

四日市市告示第 182 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

平成 27 年 4 月 1 日

四日市市長 田中 俊行

公園名	位置及び区域	面積 (㎡)	供用開始日
別名 5 号公園	四日市市別名六丁目 1370 番 23	120.00	平成 27 年 3 月 31 日
西坂部 4 号公園	四日市市城山町 1 番 38 号	226.00	平成 27 年 3 月 31 日
生桑台 3 号公園	四日市市生桑町字大谷 2121 番 15	221.00	平成 27 年 3 月 31 日
シンフォニーパーク 富田栄公園	四日市市富田栄町 67 番 22 号	245.00	平成 27 年 3 月 31 日
泊山中公園	四日市市大字泊村四井ヶ腰 980 番 203	142.00	平成 27 年 3 月 31 日

(都市整備部 市街地整備・公園課)